

参考（関連当事者）

○ **【財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 第8条】企業会計における関連当事者**

- 17 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 財務諸表提出会社の親会社
 - 二 財務諸表提出会社の子会社
 - 三 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
 - 四 財務諸表提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社
 - 五 財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社
 - 六 財務諸表提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号及び第八号において同じ。）
 - 七 財務諸表提出会社の役員及びその近親者
 - 八 財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者
 - 九 前三号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社
 - 十 従業員のための企業年金（財務諸表提出会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

○ **【社会福祉法人会計基準 第29条】社会福祉法人会計における関連当事者**

- 2 前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 当該社会法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者
 - 二 前号に掲げる者の近親者
 - 三 前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人
 - 四 支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第六号において同じ。）
 - 五 被支配法人（当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう）
 - 六 当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人
- 3 前項第四号及び第五号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。
- 一 一の法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員
 - 二 一の法人の職員

○ **【医療法人会計基準】医療法人における関連当事者**

2 医療法人会計基準

（3）医療法人会計基準注解

<注20> 関連当事者との取引の記載範囲について

① 関連当事者の範囲について

関連当事者とは、次に掲げる者をいう

- イ 関係法人（当該医療法人の役員職員等が他の法人の意思決定機関の過半数を構成する場合の他の法人、他の法人の役員職員等が当該医療法人の意思決定機関の過半数を構成する場合の他の法人、当該医療法人と他の法人のいずれか一方が他方の資金調達額の過半の融資（債務保証を含む。）を行っている場合の他の法人又は当該医療法人と他の法人のいずれか一方が他方の意思決定に関する重要な契約を有する場合の他の法人を言う。以下同じ。）
- ロ 当該医療法人と同一の関係法人をもつ法人
- ハ 当該医療法人の役員及びその近親者（配偶者及び二親等内の親族を言う。以下同じ。）
- ニ 当該医療法人の役員及びその近親者が支配している法人